

災害支援ボランティア活動登録申込書

「災害時におけるボランティア活動支援制度」の趣旨

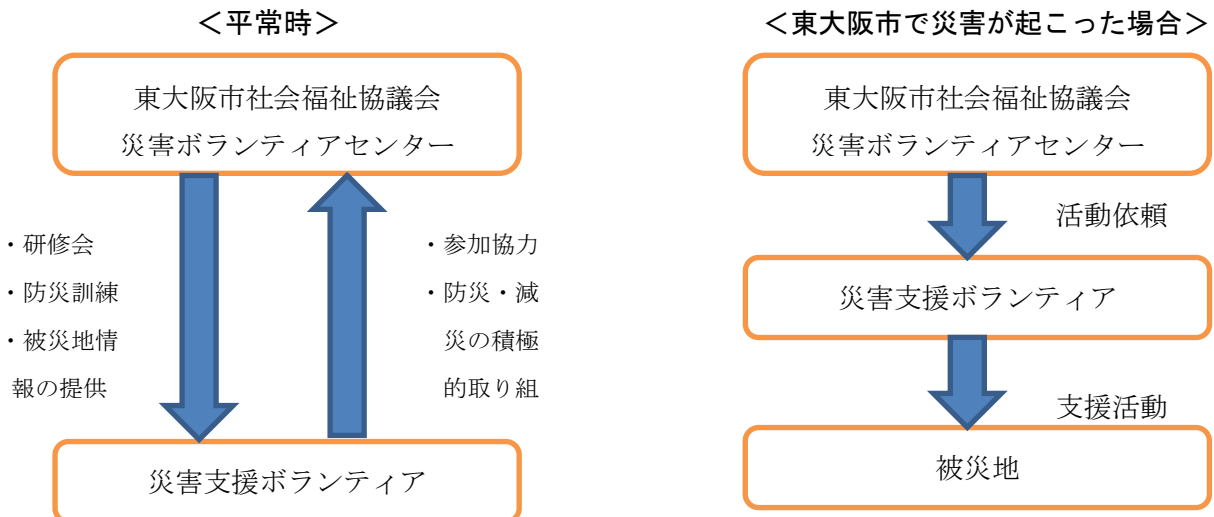
阪神大震災をはじめ大規模な災害時には、全国から数多くのボランティアがいち早く被災地に駆けつけ、被災された方々の救援や、被災地の復興に大きな力を発揮しました。東日本大震災においても、多数のボランティアがさまざまな形で活躍し、現在も被災された方々や被災地を支え続けています。

東大阪市社会福祉協議会では、常設型の災害ボランティアセンターを設置し、平常時から防災・減災の取り組みを進めています。そして、市内や近隣の市町村で災害が発生したときに、ボランティアが円滑に、そして安心して活動できるように「災害支援ボランティア」として、あらかじめ登録してもらう制度を設けております。この登録制度は「災害支援ボランティア」として登録いただくことにより、ボランティア活動のニーズについての情報提供及び災害支援活動を行うことを目的としています。また、平常時には、研修会や防災訓練等の実施等させていただきます。

○登録方法及び対象

登録方法	登録の対象
事前登録（平常時の登録：随時）	災害時にボランティア活動を行うことのできる個人・団体 ※団体構成員は5人以上と限らせていただきます
発災時登録（災害発生後の登録）	ボランティア活動を希望する個人・団体 ※個人登録の場合、年齢が15歳以上と限らせていただきます

○活動方法及び内容



(問合せ先)

東大阪市社会福祉協議会・災害ボランティアセンター

〒577-0054 東大阪市高井田元町1-2-13

TEL 06-6789-5550 FAX 06-6789-2924